



諮問第1号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税のうち、基礎課税額に係る課税限度額を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

平成31年 1月30日

前橋市長 山本



記

1 基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額

区 分	現 行	改 正 案
課 税 限 度 額	580,000円	610,000円

2 適用区分

改正後の基礎課税額に係る課税限度額は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。



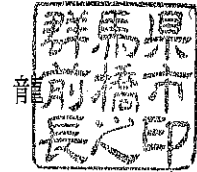
諮問第2号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

平成31年 1月30日

前橋市長 山本



記

1 国民健康保険税の軽減基準

区分	現 行	改 正 案
5割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯
2割軽減世帯 判定基準	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯	前年総所得金額等が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯

2 適用区分

改正後の国民健康保険税の軽減基準は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 その他

本件は、地方税法等の関係法令が改正された後に改めるものとする。